

# 1 障害者手帳

## (1) 身体障害者手帳

身体に障害がある方が、障害者総合支援法などによる福祉サービスを受けたり、医療費助成など各種サービスを利用するために必要な手帳です。

障害の範囲は、視覚、聴覚・平衡機能、音声・言語・そしゃく、肢体不自由、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、免疫機能障害に分けられ、障害の程度により1級から6級までの等級があります。

こんなとき	届出等の名称	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真2枚・指定医師の診断書 マイナンバーがわかるもの
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真2枚・手帳がある時は手帳
障害の程度が変化したら	再交付申請	写真2枚・診断書・手帳
手帳の基準に該当しなくなったり、 ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳
再判定年月日が近づいたとき (再認定対象者のみ) 3歳未満で認定された場合や障害の軽度化が 見込まれる場合に再判定を行っています。	再交付申請	手帳・申請書・指定医師の診断書・ 写真2枚

※写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。  
(問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638)

## (2) 療育手帳

知的障害のある方が、福祉サービスを受けたりするために必要な手帳です。障害の程度判定により④(最重度)・A(重度)・③(中度)・B(軽度)の区分で交付されます。

こんなとき	届出等の名称等	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真1枚 ※判定が必要です。 事前に広島県西部子ども家庭 センターにご相談ください。 マイナンバーがわかるもの
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚・手帳がある時は手 帳
次の判定日が近づいたら	事前に予約のうえ、直接広 島県西部子ども家庭センタ ーで判定を受けてくださ い。	手帳
手帳の基準に該当しなくなったり、 ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳

※写真の大きさは、縦4cm×横3cmで申請日の6か月以内に撮影、脱帽して上半身を写したもので、原則無背景のもの。

(問合せ先 社会福祉課 Tel 43-1638  
広島県西部子ども家庭センター Tel 082-254-0381)

### (3) 精神障害者保健福祉手帳

精神疾患，高次脳機能障害及び発達障害等により一定程度の精神障害の状態にある方が，福祉サービスを受けたりするために必要な手帳です。手帳の有効期限は2年で，障害の程度により1級から3級までの等級があります。

こんなとき	届出等の名称	必要なもの
新しく手帳を受けるには	交付申請	写真1枚・診断書（障害年金証書，特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可）
手帳をなくしたり汚れたら	再交付申請	写真1枚・手帳がある時は手帳
障害の程度が変化したら	申請書（等級変更） ※事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	写真1枚・診断書（障害年金証書，特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可）
有効期限が切れる前に	申請書（更新） ※事前に医師にご相談ください。（年金証書等により申請される場合は不要です。）	写真1枚・診断書（障害年金証書，特別障害給付金受給資格者証のコピーでも可） ☆有効期限の3か月前から申請できます。
手帳の基準に該当しなくなったり，ご本人が亡くなられたら	返還届	手帳

※写真の大きさは，縦4cm×横3cmで申請日の1年以内に撮影，脱帽して上半身を写したもので，原則無背景のもの。

※手帳の有効期限は2年です。

（問合せ先 社会福祉課 TEL 43-1638）